

四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例（平成元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表その2の項23の目中「既存建築物を除く」を「建築等に係る建築物に限る」に改め、同項24の目中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同項37の目を次のように改める。

<p>37 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>1 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（申請に係る建築物の住宅部分に係る部分にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。）により第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p>		
--	---------------------------	---	--	--

(1) 一戸建ての住宅	1 申請につき	5,000 円
(2) 共同住宅等		
ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	同	10,000 円
イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	同	20,000 円
(3) 非住宅建築物		
ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	同	10,000 円
イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	同	16,000 円
2 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネルギー判定機関等により第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合		
(1) 一戸建ての住宅		
ア 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（誘導仕様基準によるもの）	同	17,000 円
イ 建築物の延べ	同	19,000 円

	面積が200平方メートル以上のもの（誘導仕様基準によるもの）		
ウ	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	34,000 円
エ	建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	37,000 円
(2)	共同住宅等		
ア	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（誘導仕様基準によるもの）	同	32,000 円
イ	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（誘導仕様基準によるもの）	同	56,000 円
ウ	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	67,000 円

<p>エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（誘導仕様基準以外によるもの）</p>	<p>同</p>	<p>112,000 円</p>
<p>(3) 非住宅建築物</p>		
<p>ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準によるもの）</p>	<p>同</p>	<p>85,000 円</p>
<p>イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準によるもの）</p>	<p>同</p>	<p>108,000 円</p>
<p>ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準以外によるもの）</p>	<p>同</p>	<p>255,000 円</p>
<p>エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準以外によるもの）</p>	<p>同</p>	<p>317,000 円</p>
<p>摘要</p> <p>1 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この摘要において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に</p>		

		<p>定める基準をいう。</p> <p>2 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>3 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p> <p>4 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物について前号の規定により算定した低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</p>
--	--	---

別表その2の項39の目摘要中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削る。

別表その2の項42の目を次のように改める。

42 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住		
---	-------------------------	--	--	--

<p>向上計画の 認定の申請 に対する審 査</p>	<p>宅の品質確保の促進等に関する法律 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。）により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p>		
	(1) 一戸建ての住宅	1 申請につき	5,000 円
	(2) 共同住宅等		
	ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	同	10,000 円
	イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	同	20,000 円
	(3) 非住宅建築物		
	ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	同	10,000 円
	イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	同	16,000 円
	2 登録省エネ判定		

	<p>機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合</p>		
(1)	一戸建ての住宅		
	<p>ア 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（誘導仕様基準によるもの）</p>	同	17,000 円
	<p>イ 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの（誘導仕様基準によるもの）</p>	同	19,000 円
	<p>ウ 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（誘導仕様基準以外によるもの）</p>	同	34,000 円
	<p>エ 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの（誘導仕様基準以外によるもの）</p>	同	37,000 円
(2)	共同住宅等		
	<p>ア 建築物の延べ</p>	同	32,000 円

	面積が300平方メートル未満のもの（誘導仕様基準によるもの）		
イ	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（誘導仕様基準によるもの）	同	56,000 円
ウ	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	67,000 円
エ	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	112,000 円
(3)	非住宅建築物		
ア	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準Aによるもの）	同	85,000 円
イ	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準Aによるもの）	同	108,000 円

ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準A以外によるもの）	同	221,000 円
エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準A以外によるもの）	同	277,000 円

摘要

- 1 モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この摘要において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 2 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 3 共同住宅等に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。
- 4 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
- 5 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ表に定める額の合計額とする。

		6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。
--	--	---

別表その2の項44の目を次のように改める。

44 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	1 申請に係る建築物が、登録建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。）により建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合		
		(1) 一戸建ての住宅	1 申請につき	5,000 円
		(2) 共同住宅等 ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	同	10,000 円
		イ 建築物の延べ	同	20,000 円

	面積が300平方メートル以上のもの		
	(3) 非住宅建築物		
	ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	同	10,000 円
	イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	同	16,000 円
	2 登録省エネ判定機関等により建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものと認められたもの以外のものである場合		
	(1) 一戸建ての住宅		
	ア 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（モデル住宅基準及び仕様基準によるもの）	同	17,000 円
	イ 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの（モデル住宅基準及び仕様基準によるもの）	同	19,000 円
	ウ 建築物の延べ面積が200平方	同	34,000 円

	方メートル未満のもの（モデル住宅基準及び仕様基準以外によるもの）		
エ	建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの（モデル住宅基準及び仕様基準以外によるもの）	同	37,000 円
(2)	共同住宅等		
ア	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル住宅基準及び仕様基準によるもの）	同	32,000 円
イ	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル住宅基準及び仕様基準によるもの）	同	56,000 円
ウ	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル住宅基準及び仕様基準以外によるもの）	同	67,000 円
エ	建築物の延べ面積が300平	同	112,000 円

		<p>方メートル以上のもの（モデル住宅基準及び仕様基準以外によるもの）</p> <p>(3) 非住宅建築物</p> <p>ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準Bによるもの）</p> <p>イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準Bによるもの）</p> <p>ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準B以外によるもの）</p> <p>エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準B以外によるもの）</p>	<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>85,000 円</p> <p>108,000 円</p> <p>221,000 円</p> <p>277,000 円</p>
<p>摘要</p> <p>1 モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この摘要において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。</p> <p>2 モデル住宅基準とは、省令第1条第1項第2号</p>				

	<p>イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>3 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>4 仕様基準とは、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準をいう。</p> <p>5 共同住宅等に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。</p> <p>6 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表その2の項23の目の改正規定及び同項24の目の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。